

青木地区ゼロカーボン街区構築に係る基本構想策定業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 概要

(1) 業務の名称

青木地区ゼロカーボン街区構築に係る基本構想策定業務委託

(2) 業務の目的

那須塩原市では「那須野が原グリーンプロジェクト」として、再生可能エネルギーの活用、施設・設備の省エネルギー化、気候変動への適応など「持続可能なまち」の構築に向けた取組を推進している。

本事業は、「那須野が原グリーンプロジェクト」の一環として、本市が昨年度実施した地域再生可能エネルギー活用による「那須塩原市地域循環共生圏構築支援事業」を踏まえ、一定の区域において再生可能エネルギーの地産地消、災害時のレジリエンス強化等を実現するゼロカーボン街区を青木地区で実現するために必要な調査を行うとともに、基本構想を策定することを目的とする。

なお本業務は、国・地方脱炭素実現会議が示す「地域脱炭素ロードマップ」における「脱炭素先行地域」の実現を目指すものである。

(3) 業務の内容

別紙仕様書に記載のとおり

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和4年3月15日まで

(5) 提案上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(6) 担当部局及び書類提出先等

那須塩原市気候変動対策局 担当：君島

〒325-8501 栃木県那須塩原市共壘社108番地2

電話：0287-73-5651 FAX：0287-62-7500

e-mail：nccac@city.nasushiobara.lg.jp

2 参加者の資格要件

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 那須塩原市の入札参加資格を有すること。ただし、参加申請書提出日までに那須塩原市入札参加資格の取得が間に合わない場合は、企画提案書提出日までに入札参加資格を取得すること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 那須塩原市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第4号又は同条第5号の規定に該当しないものであること。

### 3 公募型プロポーザルの手続き等

#### (1) プロポーザルの日程

ア 事業公募開始	令和3年8月24日（火）
イ 参加申請書提出期限	令和3年9月6日（月）午後1時まで
ウ 質疑書提出期限	令和3年9月6日（月）午後1時まで
エ 質疑回答	令和3年9月9日（木）
オ 企画提案書提出期限	令和3年9月22日（水）午後1時まで
カ 審査結果通知・公表	令和3年9月30日（木）（予定）

#### (2) 参加申請書の提出

本件に参加する場合は、参加申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

なお、参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

- ア 提出期限 令和3年9月6日（月）午後1時まで（必着）
- イ 提出書類 ①参加申請書 代表者印を押印したもの1部  
②会社の概要がわかるパンフレット等（様式自由）1部
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

エ 提出先 1 (6) に同じ。

オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届（様式第2号）を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

### (3) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第3号）により受け付ける。

ア 提出期限 令和3年9月6日（月）午後1時まで（必着）

イ 提出先 1 (6) に同じ。

ウ 提出方法 電子メール

質疑書を添付し送付すること。なお、質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件名は、次のとおりとすること。ただし、参加者名称は、略称でも可とする。

件名：青木地区ゼロカーボン街区構築：＋

送信年月日[yyyymmdd]＋（参加者名称）

【例】株式会社△△△△が令和3年9月6日に質疑書を送付した場合

青木地区ゼロカーボン街区構築：20210906 株式会社△△△△

エ 質疑への回答

質疑への回答は、参加申請を行った者全員に、回答書を添付した電子メールを返信する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

オ 質疑回答予定日 令和3年9月9日（木）

### (4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和3年9月22日（水）午後1時まで（必着）

イ 提出書類

① 履行実績等（様式第4号）

履行実績等の添付書類については、すべて片面印刷とし、可能な限りA4サイズとすること。ただし、やむを得ずA3サイズとする場合は、片袖折りをしてA4サイズにあわせること。

② 業務実施体制図（様式第5号）

③ 企画提案書（様式第6号）

企画提案書については、すべて片面印刷、A4用紙とする。

④ 見積書及び内訳書（任意様式）

ウ 提出部数 正本1部 副本7部

エ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

オ 提出先 1(6)に同じ。

#### 4 評価方法等

##### (1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり。

##### (2) 評価方法

提出された企画提案書及び見積書について、別表「評価基準」に定める評価基準により書面審査を行う。(本プロポーザルにおいては、プレゼンテーションは行わない。)

##### (3) 結果通知

評価結果は、令和3年9月30日に書面による通知を発送する。同日に通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

#### 5 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額で契約を行う。ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし協議を行う。

#### 6 その他

(1) 企画提案書の提出後、提案者が2(1)～(5)に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。

(2) 企画提案書の記述は職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。

(3) 企画提案書に記載した内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとす  
る。

(4) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(5) 提出された資料は、返却しない。

(6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、認めない。

(7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

(8) 本プロポーザルは、現在公開されている、「令和2年度地域再生エネルギー活用による那須塩原市地域循環共生圏構築事業」以外の情報については、提供はしないものとする。

(参考)

令和2年度地域再生エネルギー活用による那須塩原市地域循環共生圏構築事業

URL: <https://www.city.nasushiobara.lg.jp/10/9725.html>

以 上